山口県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

(商政課):

(環境政策課) ………一

十六号の電気めっき施設をいう。

「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

報

○告示

目

次

平成 30 年 2月23日 (金曜日)

種

類

能

構

 \widehat{t} 月力

年 子 月 月 日 定 手

年予工事 月 日定成

年予使 月 月 日 完始

間使用 用時間

時り一 の日 使当 間用た

動 の 概 要 節 的 変

法

八

平成三〇、二〇

一平成三〇、二〇 二〇、二〇、

連

続

一四時間

変動なし

特定施設に関する事項

種類、

構造及び使用時間間隔等

所在地 名

下松市大字東豊井一三〇二番地の一 東洋鋼鈑株式会社下松事業所

称

口

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

覧に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年二月二十三日から同年三月十五日まで の間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

平成三十年二月二十三日

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼鈑株式会社

東京都千代田区四番町二番地の一二

工場又は事業場の名称及び所在地

山口県知事 村 岡 嗣 政

平成30年2月23日			金曜日		Щ	Н				辛 区		(疋期)		717	2937	万		
五 排出水の汚染状態		施設	愛 元 処 理 施 設 元 処 理 施 設		種類類		二 処理施設に	施設 中和·凝集沈殿処理	還元処理施品	種類	□ 種類、構造四 汚水等の処理	備考(一の表の備考は、	六六	種類	į	二 排出される		
通 常 (水素指数) ボ素イオン濃度	##	の値及び排出	処理後七・	処理前	処理後	処理前	項目水素		処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量		設コンクリート	構造	種類、構造及び使用時間間隔等汚水等の処理施設に関する事項	この表につい	六二	常最大		排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
通化学的概	水	水の量	五 九 / 五	六 一 〇 · 五 (三	"	三 三 八 \ 三		汚水	理後の汚水等の活	八〇、	五〇、	能 (m	等	て準用する。	二. 九 { 五 一 五	通信常	水	の値及び汚水等の
最大通	0	_	一三	110 1110	"	五	通 常 最 大 (雪/ℓ)	等の	汚染状態の値並ぶ	中和・	還	(日) 処理			110	最 (mg/ℓ) 通	ま	の量
常 最 大			_ _ _ _	一〇六	110	-1111	通常数物質		びに汚水等の量	凝集沈殿 /	元 連	の方式 間使 用			五五	常最繁	污污	
最(mg/ℓ) 大通	-		五五	二〇六	五一	五六 検出せず	大 ^ℓ 量 最 (mg 鉱油類 / ℓ)	染状		"	続二二四	時 隔間 の 使日			五	大 通 蜜	+	
常 最 mg	能		"	五六	"	六・一九	選 常 最 「	態の		"	[時 間 変 動	用当 時た 間り			一五五	常最 (頭/ 化) 素	態の	
通常爆炸	値		三	· 九 四 三	"	・ 五 五 二	大通常爆,	値			勤 な し	概の変動の工事			- - -	通常撮	値	
 最大通	非	-	五 · 六		"		大 e	<u> </u>		E	先	年 月 日 年				大 e	Æ	
常量	非出水の一ヨ当たりの量		"	五七、一九四	"	三八、三六九	常量が見る。	く等の一日台にい			年工事完成予定日				11100	常	汚水等の一日当たりの量(゜㎡)	
版 り の量 (㎡)		"	六八、一〇二	"	四四、九七二	大			nine.)	IL Z Z	年 月 日			11110	最 大	り の量 (^{si} m)		

 \Box

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平生

町から意見を聴きました。

No. 2 No. 3 No. 1 排 排 排 水 水 水 \Box \Box \Box 七 五 八~七九~五 0 Ŧi. 検出せず

(二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十九年十月三日山口県公告(二六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成三十年二月二十三日から同年三月二十三日までの間、 山口県商工労

平成三十年二月二十三日

山口県知事 村 岡 嗣

政

熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

意見の概要

山

所在地 名称

特に配慮を求める事項はない。

(三〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成三十年二月二十三日

就任した役員

土地改良区の名称 監理 事事 別 氏 名

> 口県知事 村 岡 嗣 政

山

所

住

"	"	"	"	"	"	下			-	五.
						関市吉田山		"	検出せず	四 · 五
						工地改良区		"	検出せず	六 九
"	"	"	"	"	"	理		"	検出せず	二.四
	-11-							"		1/4
平田	藤田	上田	河田		中	滕岡			出せず	五・六
利明	優	和也	美年	善悟	秀雄	正美			9	六
"	"	"	"	"	"	下関大				五七、
"	大字去	大字去	大字志	大字去	大字去	巾大字去		000	0	一 九 四
一七八〇	戸田三八五	戸田地方二八三一	· 三 三 ○ 六	戸田地方三○七	吉田八五四の一三	_{百田地方二六一}		一、五〇〇	1,000	六八、一〇二
	平田 利明 〃 〃	平田 利明 〃 〃 〃 産田 優 〃 大字吉田	平田 利明 0 大字吉田 藤田 優 0 大字吉田	平田 利明 <i>((((((((((</i>	平	の 平田 利明 の の 基年 の 上田 和也 の 田中 秀雄 の 田中 秀雄 の	- 関市吉田土地改良区 理 事 藤岡 正美 下関市 の	ク ク ク ク ク ク ク ク フ 世 世 中 秀雄 ク ク ク ク ク ク ク ク ク 内 カ	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	検出せず 大田 和也 の

幹夫	康男	利明	優	和也	美年	善悟	秀雄
"	"	"	"	"	"	"	"
	大字吉田地方二〇〇九	七八	大字吉田三八五	大字吉田地方二八三一		大字吉田地方三〇七	八五匹

平成三十年二月二十三日発行平成三十年二月二十三日印刷

発発 行行 人所

山口県知事